



選挙権年齢は
18歳以上です



東久留米市

検索

衆議院議員選挙 最高裁判所裁判官国民審査

**投票日時：2月8日(日)午前7時～午後8時
(公示日：1月27日(火))**

世帯全員分の投票所入場整理券を世帯主宛てに郵送します。選挙日程が直前の決定となつた影響で、**2月上旬**の郵送予定です。投票所入場整理券がなくても投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

※投票所で必要事項をご記入いただくため、混み合うことが予想されます。

開票状況は、当日午後10時以降に市HPなどで速報値をお知らせします。

問選挙管理委員会事務局 ☎042-470-7790

今回の選挙で投票できる方

東久留米市で投票できる方は、満18歳以上(平成20年2月9日以前に生まれた方)で、東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに登録される方は、令和7年10月26日までに住民基本台帳法に基づく転入の届け出をし、引き続き東久留米市に住所を有する方(新住所地で登録)、または7年9月26日以降に転出した方のうち、旧住所地の市区町村において、住民票が作成された日から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されていた方であって、転出後4カ月を経過しない方(旧住所地で登録)です。



投票区・投票所は、投票所入場整理券に記載されています。

東久留米市における選挙の情報について、詳細は市HPをご覧ください。

**期日前投票は1月28日(水)～2月7日(土) (小選挙区選挙・比例代表選挙)
2月1日(日)～2月7日(土) (国民審査)**

投票日当日、仕事やレジャーなどの用事で投票所に行くことができないと見込まれる方は、**期日前投票**をご利用ください。

時間

午前8時半～午後8時

※期日前投票および不在者投票のいずれも、公示日(1月27日(火))の翌日からの投票となります。

※最高裁判所裁判官国民審査は2月1日(日)～2月7日(土)の投票となりますのでご注意ください。

場所

期日前投票所＝市役所2階204・205会議室

※2月7日(土)のみ市民プラザホール(市役所1階)

手続き

郵送される「投票所入場整理券」の裏面にある「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記載の上、ご持参いただくと、スムーズに投票をご案内することができます。

なお、投票期間内で「投票所入場整理券」がお手元に届く前に投票する場合は、市HPから「期日前投票宣誓書兼請求書」をダウンロードして記載の上、

ご持参いただくか、期日前投票所へお越しいただき、備え付けの「期日前投票宣誓書兼請求書」に記載していただくことで、投票することができます。

※投票日当日に投票所で投票する方は、「投票所入場整理券」裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」への記載は不要です。

衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の記事は2面へ続きます

